破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９６号
青森県八戸市大字河原木字八太郎山４番地56
日計住宅２―302、前住所北海道函館市本町１番11号
破産者　松本　　圭
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
千葉県木更津市岩根３―７―10、旧住所千葉県木更津市高砂２丁目３番46―102号
破産者　福田　　進
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２５１号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦39番地１
鹿島台内ノ浦住宅９号棟２号
破産者　角田　　徹
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１８１号
福岡市中央区鳥飼１丁目４番23―301号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区鳥飼４丁目15番８号
破産者　永田伊津夫
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３３号
福岡市博多区山王２丁目10番16号
破産者　吉川　博美
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８２号
熊本県宇土市築籠町121番地３
破産者　長谷部　浩
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７６４号
札幌市豊平区中の島１条６丁目７番３―104号
破産者　西川　　季
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３１号
仙台市若林区上飯田１丁目14番20号　フォレストハイツ102
破産者　江刺　俊典
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８５号
仙台市若林区今泉１丁目９番78号
破産者　木村とき子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７７号
仙台市宮城野区小鶴２丁目２番52号　プレポルトＣ202
破産者　高橋　正彦
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２６号
仙台市青葉区本町１丁目14番30―1407号
破産者　竹下　文次（旧姓児玉・鈴木）
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
埼玉県三郷市高州１丁目177番地グランベール川口202号
破産者　石塚　規子
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
埼玉県越谷市花田７丁目13番地１　セレーシアヴィラ101号、旧住所埼玉県越谷市東越谷４丁目３番地27
破産者　佐藤　隆則
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
埼玉県春日部市増富158番地とよはる台サンハイツＥ―206
破産者　末吉　博實
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
埼玉県行田市旭町11番31号、破産手続開始決定時の住所埼玉県行田市藤原町２丁目18番地29
破産者　坂本　忠男
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６８号
新潟市秋葉区さつき野２丁目２番10号　オレンジⅠ103号
破産者　岡田　茂樹
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７５号
新潟市東区北葉町７番４号、前住所新潟市東区松園１丁目１番60―６号
破産者　西山　行雄
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４３号
兵庫県姫路市宮西町２丁目１番地
破産者　臼杵　邦夫
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部